

社発第 T-336 号
平成 20 年 12 月 1 日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
取締役社長 増 淵 稔

「貸借取引貸出規程」等の一部改正について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般当社は、外国投資証券を貸借取引の対象に加えることといたしました。つきましては、「貸借取引貸出規程」の一部改正およびその他所要の改正を下記のとおり実施いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1.改正を行う規程

(1)「貸借取引貸出規程」の一部改正 …別紙 1

- ・貸借取引の対象となる有価証券に、外国投資証券を追加します。(第 3 条)
- ・外国投資証券の権利の授受にかかる規定を整備します。(第 20 条)

(2)「貸借取引貸借担保金代用有価証券の受入基準」の一部改正 …別紙 2

- ・外国投資証券の代用掛目は、外国株券および外国投資信託受益証券と同じ 80%以内とします。(第 1 項)

(3)「貸借取引貸借担保金代用有価証券適格銘柄審査基準」の一部改正 …別紙 3

(4)「貸借取引における権利落等にかかる申込等の取扱要領および配当金等の処理要領」の一部改正 …別紙 4

- 「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」の一部改正 …別紙 5
- 「貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領」の一部改正 …別紙 6
- ・外国投資証券にかかる 5 日目決済となる場合の申込みの取扱い、金銭分配の処理、分割があった場合の権利処理については、外国株券と同様の取扱いとします。

2. 実施日

平成 20 年 12 月 8 日

以 上

「貸借取引貸出規程」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>(貸出しの範囲)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の貸付けの対象となる有価証券はつぎの各号に掲げる有価証券(以下「株券等」という。)をいう。</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p><u>(7) 外国投資証券</u></p> <p><u>(8)～(10)</u> (現行どおり)</p> <p>(借入れの申込み)</p> <p>第 7 条 貸借取引参加者は、貸借取引により貸付けを受けようとするときは、所定の融資申込票または借株等(株券等の借入をいう。以下同じ。)申込票に銘柄、株数(優先出資証券、受益証券、投資証券、外国投資信託受益証券、<u>外国投資証券</u>、<u>受益証券発行信託の受益証券</u>および外国受益証券発行信託の受益証券の場合には「口数」と、預託証券の場合には「証券数」とそれぞれ読み替える。以下特に定めのない限り同じ。)、その他所定の事項を記入して、貸付けを受けようとする日の3日前の日(以下「借入申込日」という。)の当社が別に定める時限までに、当社に当該借入れを申し込まなければならない。</p> <p>2～5 (現行どおり)</p> <p>(権利の授受)</p> <p>第 20 条 当社は、融資担保株券等および貸付株券等にかかる株式(内国法人の発行する株券にかかる株式に限る。)に付随する剰余金の配当もしくは株式分割等による株式を受ける権利等またはつぎの各号に掲げる権利については、当該権利の帰属する者を定めるための基準日において、金銭の貸付けを受けていた貸借取引参加者</p>	<p>(貸出しの範囲)</p> <p>第 3 条 (省略)</p> <p>2 前項の貸付けの対象となる有価証券はつぎの各号に掲げる有価証券(以下「株券等」という。)をいう。</p> <p>(1)～(6) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7)～(9)</u> (省略)</p> <p>(借入れの申込み)</p> <p>第 7 条 貸借取引参加者は、貸借取引により貸付けを受けようとするときは、所定の融資申込票または借株等(株券等の借入をいう。以下同じ。)申込票に銘柄、株数(優先出資証券、受益証券、投資証券、外国投資信託受益証券、<u>受益証券発行信託の受益証券</u>および外国受益証券発行信託の受益証券の場合には「口数」と、預託証券の場合には「証券数」とそれぞれ読み替える。以下特に定めのない限り同じ。)、その他所定の事項を記入して、貸付けを受けようとする日の3日前の日(以下「借入申込日」という。)の当社が別に定める時限までに、当社に当該借入れを申し込まなければならない。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>(権利の授受)</p> <p>第 20 条 当社は、融資担保株券等および貸付株券等にかかる株式(内国法人の発行する株券にかかる株式に限る。)に付随する剰余金の配当もしくは株式分割等による株式を受ける権利等またはつぎの各号に掲げる権利については、当該権利の帰属する者を定めるための基準日において、金銭の貸付けを受けていた貸借取引参加者</p>

新	旧
<p>および品貸先には当該権利を引き渡し、株券等の貸付けを受けていた貸借取引参加者にはこれを提供させるものとする。ただし、当該権利の授受に代え、取引所と協議のうえ、別に定めるところにより当該権利の処理を行うことができる。</p> <p>(1)～(5) (現行どおり)</p> <p>(6) <u>外国投資証券の投資口に付随する権利であって第3号の投資口に付随する権利と同じ性質を有すると認められる権利</u></p> <p><u>(7)</u> (現行どおり)</p> <p>付則 この改正規定は、平成20年12月8日から実施する。</p>	<p>および品貸先には当該権利を引き渡し、株券等の貸付けを受けていた貸借取引参加者にはこれを提供させるものとする。ただし、当該権利の授受に代え、取引所と協議のうえ、別に定めるところにより当該権利の処理を行うことができる。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(6)</u> (省略)</p>

「貸借取引貸借担保金代用有価証券の受入基準」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧																								
<p>貸借取引貸借担保金代用有価証券の受入に<u>関する細則</u></p> <p>貸借取引貸借担保金の代用として受け入れる有価証券（以下「代用有価証券」という。）の取扱いについては、次の基準による。</p> <p>1. 代用有価証券の種類および代用価格</p> <p>(1) 代用有価証券の種類は次に掲げるものとする。その受入れの際における代用価格は、受入日の 2 営業日前の時価に当該有価証券の種類ごとに定める代用掛目を乗じて得た額を超えない額とし、受入日の翌営業日以降についても同様とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">代用有価証券の種類</th> <th style="text-align: right;">代用掛目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(イ)～(リ) (現行どおり)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(カ) 外国投資証券</u></td> <td style="text-align: right;">80%</td> </tr> <tr> <td><u>(キ) 預託証券</u></td> <td style="text-align: right;">80%</td> </tr> <tr> <td><u>(ク) 受益証券発行信託の受益証券</u></td> <td style="text-align: right;">80%</td> </tr> <tr> <td><u>(ケ) 外国受益証券発行信託の受益証券</u></td> <td style="text-align: right;">80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p>付則 この改正規定は、平成 20 年 12 月 8 日から実施する。</p>	代用有価証券の種類	代用掛目	(イ)～(リ) (現行どおり)		<u>(カ) 外国投資証券</u>	80%	<u>(キ) 預託証券</u>	80%	<u>(ク) 受益証券発行信託の受益証券</u>	80%	<u>(ケ) 外国受益証券発行信託の受益証券</u>	80%	<p>貸借取引貸借担保金代用有価証券の受入<u>基準</u></p> <p>貸借取引貸借担保金の代用として受け入れる有価証券（以下「代用有価証券」という。）の取扱いについては、次の基準による。</p> <p>1. 代用有価証券の種類および代用価格</p> <p>(1) 代用有価証券の種類は次に掲げるものとする。その受入れの際における代用価格は、受入日の 2 営業日前の時価に当該有価証券の種類ごとに定める代用掛目を乗じて得た額を超えない額とし、受入日の翌営業日以降についても同様とする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">代用有価証券の種類</th> <th style="text-align: right;">代用掛目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(イ)～(リ) (省略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> <tr> <td><u>(カ) 預託証券</u></td> <td style="text-align: right;">80%</td> </tr> <tr> <td><u>(キ) 受益証券発行信託の受益証券</u></td> <td style="text-align: right;">80%</td> </tr> <tr> <td><u>(ク) 外国受益証券発行信託の受益証券</u></td> <td style="text-align: right;">80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(3) (省略)</p>	代用有価証券の種類	代用掛目	(イ)～(リ) (省略)			(新設)	<u>(カ) 預託証券</u>	80%	<u>(キ) 受益証券発行信託の受益証券</u>	80%	<u>(ク) 外国受益証券発行信託の受益証券</u>	80%
代用有価証券の種類	代用掛目																								
(イ)～(リ) (現行どおり)																									
<u>(カ) 外国投資証券</u>	80%																								
<u>(キ) 預託証券</u>	80%																								
<u>(ク) 受益証券発行信託の受益証券</u>	80%																								
<u>(ケ) 外国受益証券発行信託の受益証券</u>	80%																								
代用有価証券の種類	代用掛目																								
(イ)～(リ) (省略)																									
	(新設)																								
<u>(カ) 預託証券</u>	80%																								
<u>(キ) 受益証券発行信託の受益証券</u>	80%																								
<u>(ク) 外国受益証券発行信託の受益証券</u>	80%																								

「貸借取引貸借担保金代用有価証券適格銘柄審査基準」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p data-bbox="215 347 774 427">貸借取引貸借担保金代用有価証券適格銘柄 審査要領</p> <p data-bbox="183 495 783 808">5. 外国株券、外国投資信託受益証券、<u>外国投資証券</u>、<u>預託証券</u>および外国受益証券発行信託の受益証券 国内の金融商品取引所に上場されている銘柄 ただし、業績、売買高等からみて不適当と認めるものは除く。</p> <p data-bbox="183 920 783 1055">付則 この改正規定は、平成 20 年 12 月 8 日から実施する。</p>	<p data-bbox="837 347 1396 427">貸借取引貸借担保金代用有価証券適格銘柄 審査基準</p> <p data-bbox="805 495 1406 763">5. 外国株券、外国投資信託受益証券、<u>預託証券</u>および外国受益証券発行信託の受益証券 国内の金融商品取引所に上場されている銘柄 ただし、業績、売買高等からみて不適当と認めるものは除く。</p>

「貸借取引における権利落等にかかる申込等の取扱要領
および配当金等の処理要領」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>○ 配当金等処理要領</p> <p>1 貸借取引貸出規程第 20 条にかかる株式に付随する剰余金の配当（配当財産が金銭であるものについて処理するものとし、金銭分配請求権を含む。以下同じ。）その他の金銭の交付および貸借取引貸出規程第 3 条第 2 項に定める有価証券のうち株券以外の有価証券が表象する権利に付随する同様の権利（外国株券、預託証券および受益証券発行信託の受益証券（<u>受託有価証券が外国株券であるものに限る。</u>）が表象する権利に付随する権利については、株式配当その他の株式の分配を含む。）（以下これらを合わせて「配当金等」という。）の処理は、本要領によりこれを行う。</p> <p>付則 この改正規定は、平成 20 年 12 月 8 日から実施する。</p>	<p>○ 配当金等処理要領</p> <p>1 貸借取引貸出規程第 20 条にかかる株式に付随する剰余金の配当（配当財産が金銭であるものについて処理するものとし、金銭分配請求権を含む。以下同じ。）その他の金銭の交付、<u>優先出資に付随する剰余金の配当、受益権に付随する収益分配および投資口に付随する金銭分配ならびに外国株券、外国投資信託受益証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券および外国受益証券発行信託の受益証券に付随する同様の権利（外国株券、預託証券および受益証券発行信託の受益証券のうち受託有価証券が外国株券であるものに付随する権利については、株式配当その他の株式の分配を含む。）（以下これらを合わせて「配当金等」という。）</u>の処理は、本要領によりこれを行う。</p>

「貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける
権利等の処理要領」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>16 前各項の株券にかかる規定は、優先出資証券、受益証券、投資証券、外国株券、外国投資信託受益証券、<u>外国投資証券</u>、預託証券、受益証券発行信託の受益証券および外国受益証券発行信託の受益証券について準用するものとし、準用される規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。ただし、外国株券、外国投資信託受益証券、<u>外国投資証券</u>、預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券に準用する場合には、第 10 項中「買取請求を当該発行会社に対して行い」とあるのは、「売却処分を行い」と読み替えるものとする。</p> <p>付則 この改正規定は、平成 20 年 12 月 8 日から実施する。</p>	<p>16 前各項の株券にかかる規定は、優先出資証券、受益証券、投資証券、外国株券、外国投資信託受益証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券および外国受益証券発行信託の受益証券について準用するものとし、準用される規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。ただし、外国株券、外国投資信託受益証券、預託証券および外国受益証券発行信託の受益証券に準用する場合には、第 10 項中「買取請求を当該発行会社に対して行い」とあるのは、「売却処分を行い」と読み替えるものとする。</p>

「貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領」
の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>5 第1項および第3項の規定は、優先出資証券、受益証券、投資証券、外国株券、外国投資信託受益証券、<u>外国投資証券</u>、預託証券、受益証券発行信託の受益証券および外国受益証券発行信託の受益証券について準用し、準用される規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。</p> <p>また、第2項の規定は、優先出資証券について準用し、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。</p> <p>付則 この改正規定は、平成20年12月8日から実施する。</p>	<p>5 第1項および第3項の規定は、優先出資証券、受益証券、投資証券、外国株券、外国投資信託受益証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券および外国受益証券発行信託の受益証券について準用し、準用される規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。</p> <p>また、第2項の規定は、優先出資証券について準用し、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。</p>